

令和6年度プレコンセプションケア講師派遣事業実施要領

1. 目的

出生数の減少、望まぬ妊娠や10代の人工中絶割合の増加、赤ちゃんの10人に1人が低出生体重児、不妊治療の増加等の深刻な課題がある中、子ども・若者がより健康になるための取り組み（プレコンセプションケア）を推進することが重要である。

そこで、県内の保育所、幼稚園、認定こども園、学校、地域、企業等に講師を派遣し、子ども・若者がより健康になるための取組（プレコンセプションケア）を推進することを目的とする。

2. 実施主体：滋賀県

3. 実施機関：一般社団法人滋賀県助産師会

4. 派遣対象機関

派遣対象機関・団体は、県内にある、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高校、大学、専門学校等の教育機関、企業、地域で子ども・若者を対象に活動している団体等とする。

4. 申込方法

本講師派遣事業を利用したい機関・団体は、実施機関にメールまたはFAXで申込む（以下、「申込機関」という。）。申込様式は別に定める。

5. 派遣の決定

申込みを受け付けた実施機関は、講師との調整を行い、派遣する講師を決定し申込機関に連絡する。

6. 事前調整・準備

申込機関は、派遣決定後、講師と直接連絡を取り、出前講座の内容を調整する。

申込機関は、講師と、希望する内容や方法、当日のスケジュール、対象者の状況等、十分に打ち合わせを行うものとする。

当日の資料・アンケート等の印刷、その他必要物品を準備する。

使用するアンケートは出前講座までに実施機関から申込機関に様式を送付する。

7. 費用等

申込機関の講師派遣事業にかかる講師料、旅費は無料とする。

8. アンケートの実施

受講者と申込機関は、それぞれアンケートを記入し実施機関に提出する。

9. その他

その他、必要な事項は、滋賀県、実施機関、申込機関、講師等と別途調整した上で決定する。